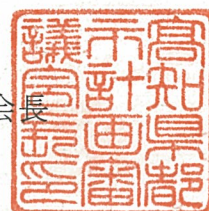


23 都 審 第 4 号
平成 23 年 12 月 1 日

高知県知事 様

高知県都市計画審議会会長



第 1 3 3 回高知県都市計画審議会の答申について（報告）

平成 23 年 12 月 1 日に開催した、第 1 3 3 回高知県都市計画審議会において付議された事項については、審議の結果、別紙のとおり答申しましたので報告します。

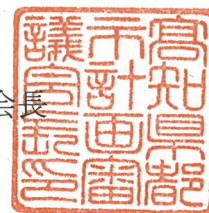
答 申 書

平成 23 年 11 月 11 日付け 23 高都計第 453 号をもって付議された安芸都市計画道路
(1・6・2 号安芸中央線及び 3・5・8 号安芸中央インター線)の変更については、審議の結
果、原案のとおり議決したので答申します。

平成 23 年 12 月 1 日

高知県知事 様

高知県都市計画審議会会長



答 申 書

平成 23 年 11 月 11 日付け 23 高都計第 453 号をもって付議された建築基準法第 51 条ただし書きによる産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断については、審議の結果、別紙付帯意見をつけて、都市計画上支障ないものとして答申します。

平成 23 年 12 月 1 日

高知県知事 様

高知県都市計画審議会会長



付 帯 意 見

高知市は、事業者に対し、粉じんや排水などの周辺環境に配慮するよう指導すること。